

議案第48号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月3日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、介護保険料率に係る規定の改正を行うことにより低所得者に対する介護保険料の軽減強化を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成 12 年羽曳野市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「33,253 円」を「27,711 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,711 円」とあるのは、「42,490 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「27,711 円」とあるのは、「53,574 円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条及び次項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,711円</u>とする。</p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,711円」とあるのは、「42,490円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,711円」とあるのは、「53,574円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,253円</u>とする。</p> <p>以下省略</p>